

公益社団法人大谷保育協会保育心理士資格の取得に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、「公益社団法人大谷保育協会 保育心理士規程」に定める保育心理士資格の取得及び保育心理士資格認定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める

(業務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 規程第4条第1項第1号に定める保育心理士資格取得講座（以下、「資格取得講座」という。）及び第2号の保育心理士資格養成課程（一種）（以下「資格養成課程（一種）」という。）の修了者、同条第4項及び第5条の保育心理士資格養成課程（二種）「（以下「資格養成課程（二種）」という。）」に該当する者の審査に関する事項
- (2) 資格取得講座の内容及び科目・単位充当に関する事項
- (3) 規程第4条第1項第2号及び第5条第1項に定める資格養成課程の認可に関する事項
- (4) 保育心理士の資格の更新及び取り消しの審査に関する事項
- (5) 資格取得講座の講師に関する事項
- (6) その他保育心理士に関する必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 公益社団法人大谷保育協会事務局長
 - (2) 公益社団法人大谷保育協会理事長が委嘱した学識経験者 若干名
- 2 委員の任期は、前項各号による役職の在職中とする。ただし、第2号による委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員会は委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、会務を統理し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(保育心理士の認定)

第4条 委員会は、規程第4条及び第5条に定める資格取得講座、資格養成課程（一種）及び資格養成課程（二種）を修了した者を審査し、委員長はその結果を理事長に報告する。

- 2 基礎資格の実務経験年数が5年未満で資格取得講座を修了した者の保育心理士（一種）の認定手続きについては、実務経験年数が5年を経過した段階で申請しなければならない。

第5条 規程第5条に定める保育心理士（二種）の認定は、当該学事施設が、資格取得課程を修了したことを証明する書類を添えて委員会に資格認定申請書を提出しなければならない。

- 2 委員会は、前項の申請を審査し、委員長はその結果を理事長に報告する。

(一種の認定基準)

第6条 保育心理士(一種)の認定は、規程第4条に定める資格取得講座と資格養成課程(一種)の二とする。

第7条 資格取得講座は、全科目の試験で合格点に達したことをもって認定する。

2 試験の評点は、各科目につき100点を満点とし、60点以上を合格とする。

3 60点未満の科目については、再試験を行う。再試験の結果が合格点に満たない時は、再度同科目を受講しなければならない。

第8条 資格養成課程(一種)は、規程第4条第1項第2号の認可を受けた学事施設が発行する必要単位を取得したことを証する書類(以下、「履修証明書」という。)をもって認定する。

2 資格養成課程(一種)を修了し保育心理士(一種)の認定を受けようとする者は、履修証明書を添えて、委員会に資格認定申請書を提出しなければならない。

3 規程第4条第2項に定める基礎資格の実務経験年数が5年未満の保育心理士(一種)の認定手続きについては、実務経験年数が5年を経過した段階で申請しなければならない。

(二種の認定基準)

第9条 保育心理士(二種)は、規程第5条の認可を受けた学事施設が発行する履修証明書をもって認定する。

2 資格養成課程(二種)を修了し保育心理士(二種)の認定を受けようとする者は、履修証明書を添えて、委員会に資格認定申請書を提出しなければならない。

(資格養成課程に関する準用規定)

第10条 学事施設以外の機関に設置された一種又は二種の資格養成課程を修了した保育心理士の認定は、それぞれ第7条及び第8条の規定を準用する。

(資格取得講座の内容)

第11条 資格取得講座の内容(科目・単位数)については、別表第1号のとおりとする。

2 資格取得講座における一部の科目及び単位については、委員会が認定する研修会への参加又は受講をもって充当することができる。

3 委員会は、前項による科目・単位充当の申請があった場合、その可否を審査し、認定科目及び単位を決定し、申請者に通知する。

(資格養成課程の認可)

第12条 資格養成課程の認可を得ようとする学事施設等は、開講科目のシラバスに担当教員の履歴書を添えて、委員会の認可を得なければならない。

2 資格養成課程の基本科目は、別表第2号のとおりとする。

3 委員会は、開講科目及び単位数等を審査し、委員長はその結果を理事長及び学長に報告する。

(資格の更新)

第13条 資格の更新は、規程第6条に定める有効期限内に、別表第3号に定める受講基準を満たした研修等を受講し、更新に必要な単位数を満たしたことを証明する書類を添えて、更新申請を行わなければならない。

2 委員会は、更新申請の内容及び単位数等を確認し、委員長はその結果を理事長に報告する。

(認定の取消)

第14条 保育心理士の認定は、次の各号に掲げる事由により、委員会の審議を経て、理事長が保育心理士の認定を取り消すことができる。

- (1) 保育心理士の資格認定申請において虚偽の申請があったとき
- (2) 保育心理士としてふさわしくない行為があったとき

(保育心理士会との連携)

第15条 委員会は、規程第8条に定める保育心理士会と緊密な連携を保ち、保育心理士の資格更新及び資質向上に資する研修会の内容等について協議を行う。

(事務)

第16条 保育心理士資格取得及び委員会の事務は、公益社団法人大谷保育協会事務局が行う。

(改正)

第17条 この内規の改正は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 本内規の適用に伴い、「保育心理士資格認定委員会に関する内規」(2000年4月20日理事会承認)は、廃止する。

附 則

1 この内規は、2004年7月22日から適用する。

附 則

1 この内規は、2014年12月14日(集会承認日)から施行する。

附 則

1 この内規は、2016年9月26日から適用する。

附 則

1 この内規は、2017年8月30日(理事会承認日)から適用する。

2 この内規適用の際、保育心理士に認定されている者は、この内規による保育心理士とみなす。

3 この内規適用の際、資格養成課程を開設している学事施設等は、この内規による認可を受けたものとみなす。

附 則

1 この内規は、2018年5月15日(表題変更・理事会承認日)から適用する。

別表第1号

科目名	単位数
保育心理概論	1
発達心理学Ⅰ	1
発達心理学Ⅱ	1
セラピー概論	1
セラピー各論Ⅰ	1
セラピー各論Ⅱ	1
カウンセリング概論	1
カウンセリング演習Ⅰ	1
カウンセリング演習Ⅱ	1
臨床心理学Ⅰ	1
臨床心理学Ⅱ	1
保育人間学Ⅰ	1
保育人間学Ⅱ	1
障がい児保育Ⅰ	1
障がい児保育Ⅱ	1
事例研究Ⅰ	1
事例研究Ⅱ	1
子どものこころとからだ	1
保育心理演習Ⅰ	1
保育心理演習Ⅱ	1
総合演習	1
	21

別表第2号

種別	科目名	授業科目	時間・単位数
1種	研究発展科目	保育心理研究	2単位
		保育心理事例研究	1単位
2種	人間学に関する科目	保育人間学・保育社会学	10時間以上
	心理学に関する科目	保育心理・発達心理学	10時間以上
		臨床心理学	10時間以上
		障害児心理学	10時間以上
	子ども支援に関する科目	保育心理演習	10時間以上
		保育心理技法	10時間以上
	保護者支援に関する科目	保育支援演習	10時間以上
	身体に関する科目	子どもと心と身体	10時間以上
実習関連科目	保育心理実習（個別支援実習・実習指導も含む）	6時間以上 実習5日以上	

附規

- 1 保育心理士（一種）は、教育学・心理学・福祉のいずれかに関連する分野の修士号の学位取得を前提として、かつ規程第4条第3項の基礎資格の実務経験が5年以上でなければならない。
- 2 保育心理士（二種）は、幼稚園教諭、保育士、又は規程第4条第3項の基礎資格の取得を前提として、全分野の履修を必要とする。

別表第3号

	種別	取得ポイント数
1	保育心理士養成講座の受講	F U該当科目 1 コマ受講で 1 P
2	保育心理研究会への参加	全日程参加で 6 P
3	大谷保育協会の認定を受けた講師による研修の受講	2 時間で 2 P
4	各園でのケース会議の開催 ※所定用紙あり	スーパーバイザー有 保育心理士 1 名以上 2 時間で 2 P
		スーパーバイザー無 保育心理士 1 名以上 2 時間で 1 P
5	「ほいくしんり」各号を読んだ感想 ※所定用紙あり	1 号につき 1 P
6	一般研修（大谷保育協会以外主催）の受講	2 時間で 1 P。所定の申請用紙の提出が必要。 資格の有効期限内に受講した研修に限る